

は、諾の字なり。肯の字はがつてんすると云ほどの意なり。  
一、亦。又の字と異なり、もまたと心得ること古來の説なり。但またの假名を除くともばかり意得べし。華語の亦の字は下へつきて、和語のもの假名は上へつく。夷夏語脈の異なり。旁及之辭と註せるもこの意なり。

一、驟。にはかにあはたゞしくの意なり。しばしばとよむは誤なり。

一、忝。辱。和語のありがたい、かたじけないの意にてはなし。忝は、はづかしめとよめども、はづる意に非ず、けがすなり。されども又なんぞ器物をけがすにてはなし。心に从字なればなり。辱の字もはづかしめとよむはよし。はづるとは見ぬなり。榮辱と連用して外聞あしきと云ふことなり。

一、徒。空。徒はず。空はから。故に手もちなき意、益なき意なり。空腹。徒法。空屋。空器。又徒をいたづらものと云は誤なり。狡。姦。猾等はいたづらもの也。狡兒。猾兒はわるがふのいきたる小兒のことなり。  
一、叵は可の對なり。可の字を左文字に書たるもの可々

也。叵々也。故に不可の二字を合したるものなり。叵耐已爲これなり。

一、況。ましてやと譯す。處によりてさらにと訓することあり。すこしなることなり。

一、既。已。二字共に過去の辭、さきだつてと譯す。既はつくる、已はをはるとよむが本義なり。

一、寧。むしろと訓す。それに付てせめてはと心得る説もあり。たとひと心得る説もあり。それよりはと心得る説もあり。古來よりして講ずる者一説に不歸。今案に、いつそと云義にて皆通するなり。漁父辭に寧赴湘流而葬。江魚腹中。論語に與其奢而寧儉。小雅に寧適不來。微我弗願。又卜居に云々。字書に願辭とあれども通ぜぬ所多し。

一、而。とても、にてとも、してとも、さてとも譯す。但華語の而の字は下へつく。和語のての假名は上へつく。これ華夷語脈の不同なり。なに〜と二つある所を、而の字にて受つなぐ意なり。故に而の字をおくときは、上下必二物か、二事か、一時か、二義かなり。又而の字を句中に置に、殊の外軽く重ねたることあり。無極而太極と。この而の字

太輕し。而の字を中間に隔たるとて、上下二事とも不見。先後とも不見。無極に而即太極と云意なり。

一、也は意平なり。矣は意直なり。焉は意揚なり。

一、兮。歌末の餘聲と注して聲ありて意なき字なり。和の歌や謠のしようがなり。詠ずる意あり。

一、猶。尙。二字同意なり。またと譯す。和語にては前句の尾にあり。華言にては後句の首にあり。近世和人猶尙の二字を和訓に迷て、なを〜の意に用るは大なる誤なり。

一、聊。俗にすこしの意に用るはあし。しばしと譯す。晋の阮咸か七夕に、人皆錦繡の類を晒せば、我は大布の下帯を、竿の先にかけて聊示耳と云たるも、しばし此の分ちやと云意なり。

以上十五件

一、元文金銀吹替の上書

元文二年丁巳浪人何某、目安箱へ入置候書如左。

乍恐書付を以申上候

御當代別て御政務正敷、土民・百姓等に至迄奉祝萬歲候。

然處今度金銀吹替被仰付候事、諸大名・御旗本は不及申上

候。下々迄必至と迷惑仕候。江戸中は不及申、日本國中の騷動不可過之候。尤先年萩原近江守殿御勘定奉行の時分、被仰付候上手間の砌四つ寶御吹初、其後御停止被仰出、近江守殿一人の不調法に相究り候。其節世上の評判に、御明君の印爰に顯れ候と難有奉稱候處、今般の御吹替は何事哉覽。

上には金銀御藏に満候。然に事を御招と乍恐奉存候。紀州御領國の御仕置にては、日本の御仕置は相違仕候。假令無理成被仰出有之候共、五日七日の内には國中鎮り可申候。

日本の騷動は俄に鎮り不申事、先年御譜代大名・御旗本衆を、御大廣間へ被爲召候て被仰出候には、輕き者を取立召使候ては、家法猥に可罷成候。取立候共可有心得との上意、侍以下に至迄左も可有儀と奉稱候處、是以て大に相違仕候。其仔細は杉岡殿・神谷殿御取立は何事やらん。彼衆中

は先祖より布衣以上の御役儀、被相勤候事は無之候。夫故今般の吹替は、細田殿御爲第一に被致候との批判に候。右細田殿は輕き器量偏に御爲と申内に、後藤と申合第一に被致候。是は御吟味有之度ものに候。只今迄の通米下直にては、

諸大名・諸旗本難立、其上に金銀吹替甚不勝手御方も多